

## コラム

## 商工中金不正融資事件に見る

## 麻生流不法行為のもみ消し方

商工中金懇話会事務局長 尾藤憲和

## 一、麻生財務相のセクハラ発言問題

今年5月、麻生財務相は、財務次官のセクハラ問題をめぐり「セクハラ罪って罪はない」と発言した。私が思うに、その真意は「財務次官は法に違反したわけじゃないからめくじらたてるようなことじゃない」ということ。言い換えれば「不法行為はなかつた」だからなにも問題はないということを書いたかっただと思う。旧均等法はほとんどの規定が「～に努めなければならない」という努力義務規定だった。努力義務規定の場合、違反しても直ちに法違反として罰せられることはない。麻生大臣のセクハラ発言と同じように「不法行為はなかつた」だから問題はないのだというような扱いがされていた。

8月に入り、障害者雇用水増し問題が大問題となった。水増しの原因の一つとして、厚労省が雇用状況を確認する際に出す通知があげられている。昨年改定されるまで、この通知は「身体障害者とは、原則として身体障害者手帳の等級に該当する者」と説明していた。そのため多くの自治体が「原則として」とあったので、必ず手帳が必要と思っていたとして確認を怠っていた。

努力義務規定や、「原則として」という規定については、守らなくてもよい、法違反さえしていなければ良いという風潮が、このような政治家や官僚の行為に習い、企業社会に蔓延していると思われる。事実、私の勤務していた商工中金でもそうであった。そのため、今回の商工中金不正融資事件では、法違反にならなければ問題はないとして、商工中金経営幹部ぐるみの不法行為のもみ消しが行われた。

以下はそのあらましである。詳しくは商工中金ホームページのトップにある「危機対応業務における不正行為ならびにその他の不適切な業務運営に関するお詫び」の項にアップされている第三者委員会の報告書を読みたい。

## 二、池袋支店における不正融資事件、いわゆる池袋事案

商工中金不正融資事件は、政府資金が導入されているため低利で融資が受けられる危機対応融資制度融資を、要件に該当しない企業に対しても、試算表等の確認書類を偽造する等して、要件に該当しているとして不正に融資をした事件だ。たとえばリーマンショック危機の場合ならば、リーマンショックにより、一時的に売り上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であることが貸出の要件となっている。そして、この売上減少といえるためには、試算表等の資料により、売上、粗利益、営業利益、経常利益が直近3か月、前年同期比いずれかで5%以上減収または減益している者と確認できることが必要とされている。成績を上げるために要件に合致しない企業に制度融資を実行しようと思ったら、確認資料の試算表等を改ざんしなければならない。

2014年12月19日、池袋支店の店内監査で危機対応制度融資貸付稟議書を監査したところ、複数の営業担当者による稟議書添付の危機融資要件を立証する試算表の、自作・改ざんの疑いが発覚した。支店管理職が調査した結果、

当該営業担当者らが試算表の自作・改ざんを認めた案件が複数確認され、支店管理職はその旨を本部に報告した。改ざんが疑われる疑義口座は110口座にも上ることが後に判明した。

12月25日に不正融資事件の報告が社長にされ、社長ら幹部による対策会議が開かれた。

### 三、不正融資事件のもみ消し

#### 1. 第一段階のもみ消し——法違反はない

会議の結果を受け本部のコンプライアンス統括室が顧問弁護士に対し、本件試算表の自作・改ざんが私文書偽造罪にあたるかどうかを相談し、その助言を踏まえつつ、私文書偽造罪の成否について次のように整理した。

私文書偽造罪は①他人名義の文書を、②名義人の承諾なく作成することにより成立する。したがって、顧客名義の試算表を顧客の承諾なく作成した場合、私文書偽造罪が成立する。しかし、私文書偽造罪は故意犯であるため、行為者が、①他人名義の文書を、②名義人の承諾なく作成したと認識していること(そのように思っていること)が必要である。

そのため、本件行為者らが、

①顧客名義の試算表について、「商工中金作成(名義)資料(=商工中金内部資料)と認識して作成していた場合、故意がないため、私文書偽造罪は成立しない。

②試算表の自作について「顧客の承諾を得ていたと思っている場合」や「顧客の承諾を得られると思っている場合」には、故意がないため、私文書偽造罪は成立しない。

コンプライアンス統括室のこの整理に基づき、第一段階の融資事件のもみ消しがなされた。それは、試算表の改ざん等は私文書偽造罪に該当するものではなく、貸付稟議書に添付された試算表には原則として問題はないとしようとするものであった。麻生財務相と同じく、「法違反ではないから問題はないんじゃないの」という対応がとられたのだ。

#### 2. 具体的なもみ消し方法

具体的な方法は、試算表について疑義のある110件の口座について、監査部による特別調査を行う。さらに、コンプライアンス統括室作成の「誘導尋問ペーパー」を使用し、私文書偽造罪の成立を否定するために必要な「商工中金作成資料と認識して作成していた」、「顧客の承諾があったこと」という点について不正行為者から明確な回答を得る。というものであった。

誘導質問ペーパーは次のようなものであり、露骨な誘導尋問が行われた。

##### 質問1

顧客作成資料として作ったものか、それとも要件確認のための当金庫作成資料として作ったものか?

⇒顧客作成資料としてです。

⇒ヒアリングに基づいて作成した資料なんだね。それって顧客が作成した資料としてではないのでは?

⇒ 当金庫作成資料としてです。

## 質問2

顧客の承諾は得ているか?

⇒ 承諾は得ていません（わかりません）。

or 得ているものもあれば得ていないものもあります。

⇒ 承諾を得ていないものは、日常のリレーションの中で、売上等はこの程度かなと思った数字であり、顧客に伝えてもきっと承諾してもらえんと思っていただけかな？

⇒ はい。

監査部の特別調査班長は1月7日に、本件不法行為者らに誘導質問ペーパーを使用したヒアリングを行い、「文書偽造罪に該当するような改ざんはなかった」すなわち「改ざん」はなかったという明確な回答を得た。

このことにより、コンプライアンス統括室は110口座について、本件行為者らによる試算表の改ざんは認められないと結論づけた。

## 3. 第二段階のもみ消し——危機要件充足判定

不正融資のもみ消し作業は第2段階に入った。法違反の「改ざん」はないことになったので、疑義案件が危機対応融資の要件を満たしているという、危機要件充足判定をどのようにするかという段階に入った。そして、それは次のような方法でつじつま合わせが行われることとなった。

① 既存資料（取引先ファイルに綴じられている他の試算表や決算書等）により、危機要件充足性を判定する。

② ①で判定できない案件については、組織金融部が「顧客ヒアリング」を実施する。

「顧客ヒアリング」では、自作試算表の数値が「事実と大きく異なるものではないか」という抽象的な聴き方をし、顧客が「事実と大きく異なるものではない」と回答した場合、危機要件を充たすものと判定する。

③ ②で顧客から「事実と大きく異なるものではない」との回答を得られなかった場合、顧客から別の資料（稟議実行後の決算書等）を受領し、それらをもとに判定する。

上記①及び③においては、

既存資料または別資料で稟議時の危機要件とは異なる危機要件を充たすものは可とする

稟議実行後の決算書等により、遡って稟議時の減収または減益が認定できれば、それにより危機要件を充たすものと判定する という対応が取られた。

組織金融部は疑義案件110口座のうち44口座については、①の既存資料により、危機要件を充たすものと判定した。残りの66口座については、本部および支店管理職が「顧客ヒアリング」を実施し、顧客より「事実と大きく異なるものではない」という回答を得た22口座については、危機要件を充たすものと判定した。

残り44口座については③の方法、すなわち別の資料を受領するなどの方法により、危機要件を充たすものとした。

## 4. 第三段階のもみ消し——証拠隠滅

かくして、もみ消しは第三段階の証拠隠滅段階に入った。本部は支店管理職に対し、次のような証拠隠滅作業を

指示した。当初稟議作成時の要件チェックシートと試算表等の証拠書類を貸出稟議書類ファイルから抜き取り本部に送付させる。新たに認定しなおした証拠書類に基づいた要件チェックシートを再作成し、当初稟議時の日付を記入し、当初稟議時の担当者、決裁者に押印させ、新たに徴求した試算表等の証拠書類ともに貸出稟議書類ファイルにつづりこむこと。

このようにして、もみ消し作業は完了した。1月13日監査部長は社長以下の経営陣に対し、疑義口座110口座すべてについて問題はなかった速報した。いずれの役員もこれに安堵し、特段の疑問や問題指摘をしていない。

#### 四、まとめ

このもみ消し作業が完璧に行われたことは、2016年10月に鹿児島支店において新たな試算表改ざんが判明し、2016年12月に第三者委員会が設置され、第三者委員会の調査が進む中、役職員を対象とするアンケート調査の中で池袋事案が浮かびあがるまで問題とならなかったことからあきらかである。

2016年末に商工中金不正融資問題がマスコミをにぎわす2年も前に、不正融資問題が商工中金の内部監査であきらかになっており、現在のように広がる前に収束できたチャンスを、姑息な隠蔽工作によりつぶしてしまった商工中金経営陣の責任は極めて重いとわがざるを得ない。

形式的に法違反にならなければ、道義的な責任はどうでもいいというような態度を行政のトップがとるようでは、企業もそれを見習う。商工中金のような事例はなくなる。安倍内閣の道義的責任を無視する姿勢、あるべき金融機関の姿勢、金融マンの姿勢が問われている。